

## 鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ合宿又は大会等（以下「合宿等」という。）を誘致及び開催することにより本市の経済振興に資するため、本市で新たに合宿等を誘致又は開催した団体に対し、予算の範囲内において鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、県外の個人又は団体が参加する合宿等を新たに誘致又は開催した団体で、次の各号のいずれかに該当する市内の団体とする。

- (1) 国立大学法人鹿屋体育大学に属する体育系の課外活動団体
- (2) 鹿屋市スポーツ協会に加盟している団体
- (3) 鹿屋市を拠点に活動しているプロスポーツチーム
- (4) その他市長が特に適当と認める団体

(交付要件)

第3条 奨励金の交付の対象となる合宿等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する合宿等であること。ただし、合宿等の名称、主催者又は市内の開催地を変更したのみで、合宿等の内容に変更がないと認められるものについては、既存の合宿等とみなす。

ア 新たに誘致又は開催した合宿等

イ 既存の合宿等で初めて県外の個人又は団体を参加者に加えて誘致又は開催した合宿等

ウ 既存の合宿等で前回誘致又は開催した合宿等の開催期間の初日の属する月から起算して36か月後に誘致又は開催した合宿等

- (2) 1回の合宿等が2日以上連続して開催されるものであり、かつ、県外からの参加者の延べ人数（合宿等における1日ごとの県外からの参加者数を合算した人数。以下「延べ参加者数」という。）が30人以上であること。
- (3) 合宿等で使用する主たるスポーツ等施設が市内に所在する施設であること。

- (4) 各種大会の開催に係る会議等への参加を目的とするものでないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 回り持ち等の開催方法により開催地が決まる合宿等でないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1合宿等につき延べ参加者数に500円を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合宿等の開催期間の最後の日から起算して14日を経過する日までに、鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等の主催者が作成した参加者数証明書（別記第2号様式）
- (2) 複数の県外の団体が参加する合宿等の場合は、合宿等の内容が分かる書類
- (3) 申請者以外の団体が開催する合宿等の場合は、合宿等誘致証明書（別記第3号様式）

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が奨励金の請求をしようとするときは、請求書（別記第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により奨励金を受けたと認めたときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付申請書

鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金の交付を受けたいので、鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

合宿又は大会等の名称	
合宿又は大会等の誘致又は開催実績	
合宿又は大会等の主催者	住 所 団 体 名 代表者名 連絡先
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
交付申請額	延べ参加者数_____人 × 500円 = _____円（上限15万円） 注 延べ参加者数とは、合宿又は大会等における1日ごとの県外からの参加者数を合算した人数 <例>県外からの参加者数が1日目20人、2日目15人、3日目5人の場合 延べ参加者数 = 20人+15人+5人 =40人
種目等名	
使用施設名	

注 参加人数証明書（別記第2号様式）並びに大会等の内容が分かる書類及び合宿等誘致証明書（別記第3号様式）（該当する場合に限る。）を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

参加者数証明書

1 合宿又は大会等の名称

2 合宿又は大会等の参加者数

合宿又は大会等の開催年月日	参加者数	うち県外からの参加者数
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
合計	(延べ人数) 人	(延べ人数) 人

上記の内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

(合宿又は大会等の主催者)

住 所

団 体 名

代表者名

印

(自署又は記名押印)

第3号様式（第5条関係）

合宿等誘致証明書

- 1 合宿又は大会等の名称
  
- 2 上記合宿又は大会等の開催において本市への誘致を行った団体  
住 所  
団 体 名  
代表者名

開催した上記合宿又は大会等（以下「合宿等」という。）については、上記団体からの誘致により開催したことを証明します。

また、当該合宿等については、次に掲げる要件のいずれにも該当することを申し出ます。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する合宿等であること。ただし、合宿等の名称、主催者又は市内の開催地を変更したのみで、合宿等の内容に変更がないと認められるものについては、既存の合宿等とみなす。

ア 新たに開催した合宿等

イ 既存の合宿等で初めて県外の個人又は団体を参加者に加えて開催した合宿等

ウ 既存の合宿等で前回開催した合宿等の開催期間の初日の属する月から起算して36か月後に開催した合宿等

(2) 1回の合宿等が2日以上連続して開催されるものであり、かつ、県外からの参加者の延べ人数（合宿等における1日ごとの県外からの参加者数を合算した人数をいう。）が30人以上であること。

(3) 合宿等で使用する主たるスポーツ等施設が市内に所在する施設であること。

(4) 各種大会の開催に係る会議等への参加を目的とするものでないこと。

(5) 回り持ち等の開催方法により開催地が決まった合宿等でないこと。

(6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

(7) 公序良俗に反しないものであること。

年 月 日

（合宿又は大会等の主催者）

住 所

団 体 名

代表者名

印

（自署又は記名押印）

年 月 日

様

鹿屋市長

印

年度鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付決定  
及び交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金については、鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件等

- (1) 鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付要綱に違反し、又は不正の手段により奨励金を受けたことが判明した場合は、交付した奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (2) 本奨励金に係る情報（個人情報を除く。）は、市ホームページ等で公表する場合があります。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市スポーツ合宿等誘致団体インセンティブ奨励金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

振	金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
	本支店名	本店・支店・支所・出張所
込	口座区分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
	口座番号	
先	フリガナ	
	口座名義人	

注 振込先口座を照合できるもの（通帳の写し等）を添付してください。